

福島県議会議長 杉山 純一 様

避難地域復興・創生対策 特別委員会中間報告書

平成28年12月21日

避難地域復興・創生対策特別委員長
太田 光 秋

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力災害は本県に甚大な被害をもたらし、5年9か月が過ぎた今日に至ってもいまだ原子力災害は収束しておらず、県民生活に深刻な影響を与え続けている。

この原子力災害の影響により、現在においてもなお多くの県民が県内外への避難を強いられている状況にあることから、一日も早く住み慣れたこの福島で安心して生活することができるよう、帰還や生活再建に向けた支援を着実に進めるとともに、教育環境の整備や浜通り地方の医療等の提供体制の整備を一層促進する必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束は、本県復興の大前提であることから、廃炉・汚染水対策の推進はもとより、生活圏や農林地等における除染、中間貯蔵施設の整備など環境回復対策を着実に進めていく必要がある。

本委員会は、本県の復興・創生に向けて、避難地域復興・創生対策及び原発事故収束対策について調査するため、昨年12月25日に設置され、以降8回の委員会を開き、関係当局の取組等について調査を行った。

本委員会のこれまでの調査を通じて、避難地域復興・創生対策及び原発事故収束対策に関し早急に取り組むべき課題が明らかになったことから、今後施策に反映させるべき意見について中間の取りまとめを行ったので、以下のとおり報告する。

付議事件 1 避難地域復興・創生対策について

1 ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について

(1) 帰還支援・生活再建支援

ア 応急仮設住宅供与終了後の生活再建支援策、とりわけ住宅の確保については、避難者の意向を十分に確認した上で、避難者に寄り添った支援策を講ずるべきである。

イ 復興公営住宅については、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に恒久的な住居を提供する必要があることから、避難元自治体や受入自治体との調整により一層努め、早期の整備を図るべきである。

ウ 本県の復興・創生には、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、既に賠償の手続きが開始されている商工業に係る営業損害はもとより、平成29年1月以降の農林業に係る営業損害についても、被害の実態に見合った十分な賠償がなされるよう、福島県原子力損害対策協議会などを通じて、国や東京電力に対してより一層強く働きかけていくべきである。

(2) 復興拠点を核としたまちづくり

復興拠点等の整備に当たっては、真の復興を実現するため、地元の意向を踏まえながら、国、県及び市町村が連携して、道路の新規整備や大規模改修などインフラ整備等を確実に進めていく必要がある。また、避難指示区域を中心に、大型車等の交通量が増加している路線については、避難者や近隣住民の安全・安心を確保するなどの観点から、速やかに舗装改良を実施するなど、確実な道路の維持管理に努め、道路機能の強化を図るべきである。

2 避難者等の安全・安心の確保について

(1) 浜通り地方の医療等の提供体制の整備

浜通り地方の医療提供体制については、地域全体において再構築を進めていく必要があり、特に避難指示が解除された地域を中心に、医師、看護師等の医療等従事者の不足が喫緊の課題となっていることから、国や他都道府県等に対する支援要請などによりその確保に努めるとともに、平成30年4月を目途に開院予定である二次救急医療機関「(仮称)ふたば医療センター」においては、再開している医療機関等との連携を図り、医療提供体制の充実に努めていくべきである。

付議事件 2 原発事故収束対策について

1 環境回復対策について

(1) 除染等の推進

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質による環境汚染は県民の健康及び生活環境に不安を生じさせており、現在、除染等により環境回復が進められているところであるが、学校や公共施設に保管されている除去土壌等については、子どもたちや利用者の安全・安心を確保する観点から早期に搬出することが必要であることから、国や市町村等関係機関との協議・調整をより一層進めるべきである。

イ 本県の復興・創生のために不可欠である中間貯蔵施設の整備は、現在、国において進められているところであるが、その整備の促進に当たり、県は立地町における課題の解消に向け、各町とのより一層の連携に努めるとともに、用地取得の加速化に向け、地権者への説明が円滑に進むよう、国とのさらなる連携強化を図るべきである。

2 廃炉・汚染水対策について

(1) 廃炉に向けた安全監視

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向けては、廃炉・汚染水対策が最重要課題となっており、その着実な進展が求められている。そのような中、東京電力福島第一原子力発電所における炉心溶融の隠ぺい、引留鉄構の保全計画の未策定、本年12月に発生した3号機原子炉への注水停止及び2、3号機使用済燃料プールの冷却停止、また、東京電力福島第二原子力発電所における侵入検知器停止、本年11月に発生した本県沖地震に伴う3号機使用済燃料プールの冷却停止及び2～4号機使用済燃料プールから建屋内への水漏れなど県民に不安を与える問題が相次いでいることから、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会などによる監視のより一層の強化を図るとともに、適時適切に正確かつ分かりやすい情報を発信するなど、県民の安全・安心が確保できる体制を構築し、廃炉に向けた取組を確実に進めるよう、国や東京電力に対し強く求めていくべきである。

(2) 緊急時の体制整備

原子力防災対策における避難計画については、混乱を来した東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急的な状況においても、県民が迅速かつ安全に避難できるよう、原子力防災訓練などを通じて検証し、その実効性の確保に努めるべきである。